

名護市県外保育士誘致支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名護市内の待機児童の解消の観点から、名護市に県外からの保育人材を呼びよせ、市内の保育士の確保を図ることを目的とし、名護市内の公立を除く第3条に規定する保育所等の施設を設置するものに対し、予算の範囲内において名護市県外保育士誘致支援事業（以下「本事業」という。）を実施し、及び本事業に対する補助金（以下「補助金」という。）を交付するために必要な事項を定めるとする。

2 補助金の交付については、名護市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 認可保育所（園） 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定により公示がされた施設を除く。）をいう。
- (2) 認定こども園 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 小規模保育事業所 法第6条の3第10項に規定されている小規模保育事業を行う施設をいう。
- (4) 事業所内保育事業所 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業所をいう。
- (5) 補助事業者 第9条の規定により補助金の交付決定を受けた者をいう。

(交付の対象施設)

第3条 補助金の交付対象となる施設は、認可保育所（園）、私立認定こども園、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所であり、市内に設置されている施設とする。

(事業の内容)

第4条 本事業は、対象施設を設置する者（以下「事業者」という。）に対し、沖縄県外から県内に移住する保育士及び保育教諭（以下「支援対象者」という。）を採用したもののうち、補助要件の規定を満たすものを対象に、県外から県内の移住するために要した渡航費等の経費を事業者が負担した場合に、経費の一部を補助する事業とする。

(補助の要件)

第5条 支援対象者が、保育士又は保育教諭の資格を有し、法第18条の18第1項に規定する登録を受けた者であって、第1号及び第2号の要件に該当し、かつ、支援対象者を含む2人以上世帯の申請をする場合は、第3号の要件にも該当する者を対象とする。

- (1) 移住等に関する要件として、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。
 - ア 県内に移住する直前に県外に在住していた者
 - イ 補助金を交付する年度（以下「当該年度」という。）の前年度の3月1日から当該年度の末日までの期間に、県内に移住した又は移住する見込みである者
 - ウ 県内に移住し、対象施設で就業を開始した日（以下「就業開始日」という。）から1年以上継続して県内に居住し、就業する意思を有している者

エ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有しない者

オ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する者

カ 県外から県内へ移住するために要した同一費用(渡航費、引っ越し費用等)について補助金等の交付を受けていない者

キ その他市長が認めた者

(2) 就業に関する要件として、次に掲げる要件全てに該当する者とする。

ア 当該年度の初日から末日までの期間に雇用された者又は同期間内に内定を承諾し、雇用される見込みの者(以下「内定者」という。)であること。

イ 勤務地(内定者である場合にあっては、勤務予定地。以下同じ)が市内に所在すること。

ウ 事業者との直接雇用契約に基づく就業(内定者である場合にあっては、就業予定。)で、1週間の休憩時間を除く所定労働時間が20時間以上であること。

エ ウの直接雇用契約に定めがある場合は、当該期間が更新予定を含め1年未満で終了するものではないこと。

オ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 世帯に関する要件として、次に掲げる全ての要件に該当すること。

ア 支援対象者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 支援対象者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 支援対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、当該年度の前年度の3月1日から当該年度の末日までの期間に移住した又は移住する見込みであること。

エ 支援対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではないこと。

(対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、事業者が前条の第1項に規定する者を雇用した場合であって、かつ支援対象者(前条第3号に該当する場合は、当該世帯員を含む。)が県外から県内へ移住するために要した費用を事業者が負担した経費とし、次に掲げるものとする。

(1) 県内へ移住するために要した渡航費

(2) 県内へ移住するために引越し業者等に支払った費用

(3) 県内への移住に当たり、転居するまでにやむを得ず宿泊する必要性が生じたため県内の宿泊施設に宿泊した際に要した費用(1泊当たり9,800円以下で、5泊以内を限度とする。)

(補助基準額)

第7条 補助金の基準額は、別表のとおりとする。

2 補助金の交付額は、前項の基準額と対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と比較して少ない方の額とする。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、補助金の交付額が事業年度の予算を超えると見込まれる場合における補助金の額は、当該事業年度に係る予算額の按分によるものとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、名護市県外保育士誘致支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添付して、市長が別に定める日までに市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査し、補助金の交付の可否を決定し、名護市県外保育士誘致支援事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 市長は、補助の決定をする場合に、規則第6条第1項に掲げるもののほか、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後の翌年度から起算して5年間保管しておくことを条件として付すものとする。

(補助事業の遂行)

第11条 補助事業者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を実施し、補助金を当該補助金の交付の目的に従わず他の用途に使用してはならない。

(報告)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行に関し、補助事業者から報告を求めることができる。

2 補助事業者は、支援対象者が「保育士確保対策強化事業補助金交付要綱」、「保育士確保対策強化事業実施要綱 別添2」又は市の補助金の支給の要件に該当しなくなった場合は、報告しなければならない。

(指示)

第13条 市長は、補助事業者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示しなければならない。

(変更申請)

第14条 補助事業者は、補助金の交付決定通後の事情変更により、第8条の規定により申請した内容の変更(軽微な変更を除く)を行うときは、名護市県外保育士誘致支援事業補助金変更交付申請書(様式第3号)により変更の申請を行い、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(変更決定)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の変更申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金の交付の可否を決定し、名護市県外保育士誘致支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止(廃止)の申請)

第16条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、名護市県外保育士誘致支援事業補助金中止(廃止)申請書(様式第5号)により申し出るものとする。

(補助事業の中止(廃止)の承認)

第17条 市長は、前条の規定により補助事業の廃止の申請があったときは、これを精査し、名護市県外保育士誘致支援事業中止(廃止)承認通知書(様式第6号)により補助事業

者に通知するものとする。

(実績報告)

第18条 補助事業者は、補助事業の完了した日又はこの補助金の交付決定があった年度の3月末日のいずれか早い日までに、補助事業の実績について、名護市県外保育士誘致支援事業補助金実績報告書(様式第7号)に関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(確定通知)

第19条 市長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、当該報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の交付決定の内容及びこれに付した交付の条件に適合することを認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、名護市県外保育士誘致支援事業補助金交付額確定通知書(様式第8号)により補助事業者に通ずるものとする。

(補助金の交付時期)

第20条 市長は、前条の規定により補助金の確定した額の補助金を補助事業の完了後に交付するものとする。ただし、事業の目的及び性質上、補助事業の完了前に補助金を交付することが必要と認めるときは、第8条の規定による補助金の交付決定後に概算払により当該補助金を交付することができる。

2 補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、名護市県外保育士誘致支援事業補助金請求書を市長に提出しなければならない。

(調査及び返還)

第21条 市長は、補助事業者及び支援対象者に対し、補助金の交付に関する報及び執行状況等について必要な事項の調査をすることができる。

2 市長は、事業の効果を確認するため必要があると認めるときは、交付決定事業者に対し、受入れ児童数等に関する報告を求め、その報告に対し、調査を行うことができる。

3 市長は、前項の調査等により、補助事業者又は支援対象者が虚偽の申請で補助金の交付を受けたと認めた場合又は補助金を対象となる経費以外に使用したと認める場合は補助事業者に対し、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

4 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(交付決定の取り消し等)

第22条 市長は、第16条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は支援対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。ただし、災害、病気、介護等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りではない。

(1) 勤務開始日から1年以上継続して県内に居住しなかった場合

(2) 勤務開始日から1年以上継続して支援を受けた保育所等(同一法人内の異動を除く。)で保育士として就業しなかった場合

(3) 補助事業者又は支援対象者が、規則若しくはこの要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合

(4) 補助事業者又は支援対象者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(5) 補助事業者又は支援対象者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

- (6) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しない場合
 - (7) 正当な理由なく市長が定めた期限までに実績報告書を提出しなかった場合
 - (8) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (9) その他市長が不相当と認める事由が生じた場合
- 2 前2項の規定にかかわらず、補助金の支給を受けた後に、他の保育施設等（同じ法人が運営する別の保育施設等を除く。）に転職している者のうち、市内の保育施設で勤務している場合であって、市長が必要と認める場合は、その限りではない。
- 3 市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 4 前3項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(補則)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和5年3月1日告示第33号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月25日改正 告示38号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和5年3月1日から適用する。

附 則（令和6年12月6日改正 告示189号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和6年3月1日から適用する。

附 則（令和7年6月2日改正 告示115号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年3月1日から適用する。

別表（第6条関係）

項目	基準額
新たに雇用する県外在住の保育士に対する渡航費用等	1世帯（2人以上世帯）当たり400,000円、単身世帯の場合は200,000円を上限とする。